

令和4年第4回伊佐市議会定例会

提案理由説明

(追加分)

○ 説明順

1 議案第101号～議案第109号 (降壇)

令和4年12月16日提出

伊佐市長

追加提案いたしました議案第101号から議案第109号までについて説明申し上げます。

まず、議案第101号「令和4年度伊佐市一般会計補正予算（第9号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員及び特別職の職員の期末手当並びに一般職の職員の給与費等に要する経費について、追加の措置を講じたほか、鳥インフルエンザ消毒作業における時間外勤務手当に要する経費について、追加の措置を講じております。

これらの財源につきましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,885万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億5,878万6千円とするものであります。

次に、議案第102号「令和4年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、

議案第103号「令和4年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、

議案第104号「令和4年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、

議案第105号「令和4年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」及び

議案第106号「令和4年度伊佐市水道事業会計補正予算（第3号）」について説明申し上げます。

これらの会計につきましても、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与費等に要する経費について、追加の措置を講じております。

次に、議案第107号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」、

議案第108号「伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」及び

議案第109号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員及び特別職の職員の期末手当並びに一般職の職員の給与等に関し、所要の改正を行うものであります。

以上、議案9件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

— — — 降 壇 — — —